

遠野市監査委員告示第6号

平成21年7月17日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成20年度に財政援助を与えた団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 菊池君男

遠野市監査委員 瀧本孝一

遠野市監査委員 新田勝見

## 平成21年度財政援助団体監査結果報告書（平成20年度財政援助分）

### 1 監査の対象

地方自治法第 199条第 7 項の規定に基づき、平成20年度に財政援助を与えた団体のうち、次の団体に係る事務の執行について監査を行った。

団体名	補助金の名称	金額	市担当課名
社会福祉法人遠野市社会福祉協議会	社会福祉法人事業費補助金	28,257,000円	福祉課
社会福祉法人とおの松寿会	遠野市社会福祉施設等整備事業費補助金（特別養護老人ホーム遠野長寿の郷整備に係る事業費の債務負担）	32,084,700円	健康長寿課
早池峰バス株式会社	遠野市地方バス路線対策事業費補助金（廃止路線代替バス運行費補助金）	47,044,563円	地域生活課
社会福祉法人遠野市保育協会	遠野市保育協会運営事業費補助金	29,614,118円	福祉課

### 2 監査の実施日 平成21年 6月26日～7月17日（延べ5日）

### 3 監査方法

監査は、前記 1 の 4 団体に対し、当該補助金に係る事務の執行について、市担当課及び当該団体から必要な資料の提出及び提示を求め、それぞれの団体の責任者及び担当者から事業内容、経理等について、聴取するとともに関係書類の抽出検査を行った。

### 4 監査の結果

実施した 4 団体とも、補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従い、その要件が整っており、適正に処理されているものと認められた。また、補助金の目的に沿って使用されており、補助の目的・効果は達成されているものと認められた。

補助金の交付による財政的援助は、いずれも公共福祉の充実向上に資するもので、公益上の必要性があるものと認められた。

監査対象とした財政支援団体ごとの監査の結果については、次のとおりである。

#### (1) 社会福祉法人遠野市社会福祉協議会

補助金の名称	社会福祉法人事業費補助金
交付額	28,257,000円
目的	遠野市社会福祉協議会の円滑な運営を図るとともに、地域福祉事業を柱として多種多様化する福祉ニーズに対応する事業を展開するための運営費として、補助金を交付する。
監査実施日	6月26日
特記事項	市民福祉の向上のため、十分な事業が行われていると認められる。

	委託契約を締結して受け入れられている収入金は受託金収入に計上すべきものと思われるものが、補助金の勘定科目に計上されているものがあり、検討の余地あると思われる。
--	---

## (2) 社会福祉法人とおの松寿会

補助金の名称	遠野市社会福祉施設等整備事業費補助金（特別養護老人ホーム遠野長寿の郷整備に係る事業費の債務負担）
交付額	32,084,700円（うち利息相当額 3,084,700円） ・借入総額 479,409,638円（利息 44,409,638円を含む。） ・償還総額 234,700,106円（利息 31,700,106円を含む。） ・借入残高 244,709,532円（利息 12,709,532円を含む。）
目的	特別養護老人ホーム長寿の郷整備のため、とおの松寿会が遠野地方農業協同組合（現花巻農業協同組合）から借り入れた資金に係る償還元金及び利息について、債務負担契約に基づいて補助金を交付する。
監査実施日	6月26日
特記事項	施設が整備されたことにより利用者が満足できるサービスを行っているように見受けられる。 施設の利用を希望している待機者が多いとのことであり、今後、待機者等に対する取り組みが期待される。

## (3) 早池峰バス株式会社

補助金の名称	遠野市地方バス路線対策事業費補助金（廃止路線代替バス運行費補助金）
交付額	47,044,563円
目的	市民生活に必要な不可欠な交通手段であるバス輸送の確保及び維持のため、道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業を営業者が廃止したバス路線を運行する場合に要する経費及び市長が必要と認めた廃止路線以外の路線の運行に要する経費について、補助金を交付する。
監査実施日	6月29日、7月6日、7月17日
特記事項	高齢者などの交通弱者にとって必要な事業であると認められる。 補助金算定の基礎となる営業経費のうち役員報酬、施設使用料の借家料、業務指導料などが廃止路線代替バスの運行経費に積算されているが、補助対象となる純粋な損失額に係る経費となるよう厳密な検討が必要であると思われる。 この補助金は、被交付団体の協力のもと、代替バスの運行によって生じた損失に対し、その損失を限度に市の予算の範囲内で交付するものであり、なお一層の経費節減と効率的な運行により損失額の

	<p>圧縮に努められたい。</p> <p>市にあつては、補助金算定に係る経費を厳正に精査し、なお一層の費用対効果について考慮されたい。</p>
--	---

**(4) 社会福祉法人遠野市保育協会**

補助金の名称	遠野市保育協会運営事業費補助金
交 付 額	29,614,118円
目 的	児童福祉法の規定により保育所を設置し、又は運営する場合において、その建設及び運営に要する経費に対し、補助金を交付する。
監 査 実 施 日	7月1日
特 記 事 項	保育所、児童館等の事業運営に不可欠な補助金と認められる。